

訪問販売事業者（「デパート商法」）に対する 業務停止命令（6か月）について

山形県は、宝飾品販売会社「株式会社^{アール}A r t」（宮城県仙台市青葉区花京院2-71）に対し、特定商取引法の違反行為を認定し、同法第8条第1項の規定に基づき、平成22年10月14日から平成23年4月13日までの6か月間、訪問販売（本件事業者の営業形態は同法の「訪問販売」に該当）に係る契約締結の勧誘、契約申込みの受理及び契約の締結の各業務の停止を命じたのでお知らせします。

認定した違反行為は、勧誘目的の不明示、契約を締結しない旨の意思表示をした者に対する再勧誘、契約書面不交付、目的隠匿型誘引後の公衆の出入りしない場所での勧誘及び迷惑勧誘です。

1 事業者の概要

- （1）名 称：株式会社^{アール}A r t
- （2）代 表 者：代表取締役 宮下祐一
- （3）所 在 地：宮城県仙台市青葉区花京院二丁目2-71
- （4）資 本 金：820万円
- （5）設 立：平成20年8月5日
- （6）業 務 内 容：宝飾品販売（訪問販売）

2 違反事実の概要

違反事実	法律の条項
勧誘に先立って、その相手方に対し、売買契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにしていなかった。	法第3条（勧誘目的不明示）
売買契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約の締結について勧誘をしていた。	法第3条の2第2項（契約の締結をしない旨の意思表示をした者に対する

	再勧誘)
<p>売買契約を締結した際に、商品の代金の全部を受領したとき、直ちに、特定商取引法第4条第1号及び第2号の事項並びに同条第5号の事項のうち売買契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面を購入者に交付していなかった。</p>	<p>法第5条第2項(書面不交付)</p>
<p>売買契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所等以外の場所において呼び止めて同行させることその他政令で定める方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該売買契約の締結について勧誘をしていた。</p>	<p>法第6条第4項(目的隠匿型誘引後の公衆の出入りしない場所での勧誘)</p>
<p>長時間にわたり勧誘するなど、売買契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をしていた。</p>	<p>法第7条第4号(迷惑勧誘)</p>

※具体的事例については別紙参照。

3 命令の内容

平成22年10月14日から平成23年4月13日までの間(6か月間)、特定商取引法第2条第1項に規定する訪問販売に係る業務のうち、次の業務を停止すること。

- (1) 契約の締結について勧誘すること。
- (2) 契約の申込みを受けること。
- (3) 契約を締結すること。

4 県内の消費生活相談窓口への相談状況

- (1) 相談件数 4件(平成21及び22年度 各2件(全員女性))
- (2) 契約者平均年齢 21.5歳
- (3) 平均契約金額 約84万円

5 その他

- (1) 本県における特定商取引法に基づく行政処分

時 期	対象事業者
平成20年 8月	消火器の訪問販売事業者
平成22年 8月	エステティックサービス提供事業者
平成22年10月（本件）	宝飾品販売事業者

(2) 宮城県においても、本件事業者に対し業務停止を命じております。(停止すべき業務の内容及び業務停止期間は本県と同様)

別添

【事例1】

同社の男性従業員Aは、平成21年6月に消費者Y(女性)の自宅に電話し、「自分は関西人で友達もいないから、友達になってほしい」「勤めている店が開店したばかりで知名度がないから、いろんな人に知ってもらいたい」などと告げたいうえで、友達同士が話すような様々な内容の話をした。

Aは、その後も電話や携帯電話のメールでYと何度かやり取りする中で、同年6月下旬に仙台市内で会う約束をさせ、営業所に連れていった。建物の2階にある営業所の内部の様子は通りからはわからず、不特定多数の人が自由に入出りできるような場所ではなかった。営業所内でAは、高額で無理だとYが断ったにもかかわらず、夜の8時頃まで長時間にわたり宝飾品の購入を勧誘した。

その後もAは、「仲が壊れると嫌だ」というYの気持ちに乗じ、仙台で会う約束をさせ、最終的に宝飾品数点(総額約100万円)を購入させたが、契約書面を交付しなかった。

【事例2】

同社の男性従業員Bは、平成21年6月頃に消費者Z(女性)の自宅に電話し、「1年前に彼女と別れた」「友達になってほしい」「仙台に新しくお店ができたので来ませんか」などと告げたいうえで、友達同士が話すような様々な内容の話をした。

Bは、その後も電話や携帯電話のメールでZとやり取りをする中で執拗に誘い、仙台市内で会う約束をさせた。同年12月、待ち合わせ後に公衆の出入りしない営業所に連れていき、Zが購入を断わったにもかかわらず、「安いものだと月々1万5千円で買える」などと長時間勧誘した。

その後も、「Bに会いたい」というZの気持ちに乗じ、同年12月に仙台市内で会う約束をさせた。営業所では、Zが購入を断ったにもかかわらず執拗に勧誘し、「今回また断ってBが気分を悪くすると嫌だ」「前回のよう、勧誘されて時間が長くなるのも嫌だ」というZの気持ちに乗じ、宝飾品(約60万円)の購入を契約させた。